

補導委託についてのQ&A

Q 受託者となるためには、何か条件があるのですか。また、特別な資格などは必要ですか。

A

受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意を持って少年を指導していただけること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくこととなりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただいています。



Q 少年は、どのくらいの期間、補導委託先に預けられるのですか。

A

少年の状況に応じて異なりますが、3か月から4か月程度、補導委託先に預けられ、その様子を見て最終的な処分が決められることが多いようです。



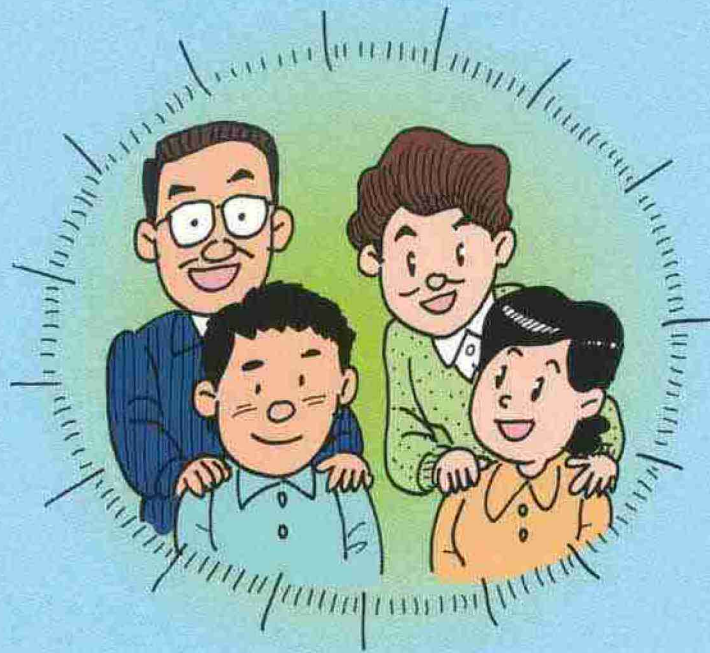
Q 少年を預かったときにかかった費用はどのようになるのでしょうか。また、受託者に報酬は支払われますか。

A 受託者への報酬はありませんが、実際に少年を預かっていたときには、少年のために必要となった食費、交通費、被服費、日用品費などについて、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をお支払いしています。

Q 少年の指導に困ったり、指導がうまくいかないときには、どうすればよいのでしょうか。

A 担当の家庭裁判所調査官に相談してください。
補導委託の期間中は、受託者が実際に少年を指導しますが、担当の家庭裁判所調査官も、月に1、2回程度は補導委託先を訪れて少年や受託者とお会いし、少年の生活の様子などをお尋ねしたりします。また、電話や書面などでも受託者とよく連絡をとるようにしています。
補導委託がうまくいくためには、補導委託先と家庭裁判所が協力することが大切です。少年のことで困ったことがあれば、どんなことでも家庭裁判所に相談することができます。





少年が再び非行を犯すことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、それぞれの受託者のご指導を十分にいかすことが大切です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な人に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問い合わせは、最寄りの家庭裁判所で承っております。お気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

* 最高裁判所でもお問い合わせをお受けしております。

102-8651 東京都千代田区隼町4-2 (電話 03-3264-8111)
最高裁判所事務総局家庭局第三課 担当 科学調査係

